

## 運転免許証の記載事項変更届出（住所、本籍、氏名等を変更する場合の届出）

更新連絡書が確実にお手元に届くように、住所等の変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。

<b>手続きする場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住所に変更があった場合</li> <li>○ 氏名又は本籍（国籍）に変更があった場合</li> <li>○ 生年月日を修正する場合</li> </ul> <p>※ いずれも秋田県内に住所がある方の手続です。</p>	
<b>手続場所</b>	<b>運転免許センター</b>	<b>警察署</b> 又は二ツ井、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番
<b>受付時間等</b>	月曜日から金曜日及び <b>日曜日</b>	月曜日から金曜日（平日のみ）
	※ ただし、日曜日は、裏書きのよる変更のみで変更に伴う免許証の <b>再交付</b> はできませんのでご注意ください。	
	※ 土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。	※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。
	午前 8 : 3 0 ~ 午後 4 : 0 0	午前 9 : 0 0 ~ 午後 4 : 0 0
<b>必要なもの</b>	<p><b>【住所のみ変更する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許証</li> <li>○ 住民票（コピーは不可）</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新しい住所を確認できる書類（いずれも申請者の氏名及び住所が記載されたもので、コピーは不可） <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・電気、ガス、水道、電話（携帯電話含む）の領収書、請求書等</li> <li>・官公庁が発行した通知書等</li> <li>・健康保険証（住所が印刷されているもの）</li> <li>・郵便物（申請者が宛先となっているもの）等を提示していただきます。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【本籍・氏名を変更する場合、又は生年月日を修正する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許証</li> <li>○ 住民票（本籍が記載されているもの）を提出していただきます。（コピーは不可） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>本籍が省略されている住民票</u>では受理できませんのでご注意ください。</li> <li>※ 外国人の方は、国籍の記載された住民票を提出していただきます。 住民票が交付されない方は、旅券、在留カードなどで確認させていただきます。</li> <li>※ 氏名のみ変更の場合は、新しい名前が記載されているマイナンバーカードでも手続することができます。</li> <li>※ 生年月日修正の場合は免許証を再作成しますので、警察署で行う場合は写真が 1 枚必要になります。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【旧姓を記載する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許証</li> <li>○ 旧姓が記載された住民票またはマイナンバーカード</li> </ul>	
<b>その他</b>	<p><b>【代理人による届け出】</b></p> <p>委任状により代理人による届け出（住所、本籍、氏名変更）ができますが、次のものが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出者の運転免許証</li> <li>○ 届出者の新住所等を確認できる書類（上記に示している住民票等）</li> <li>○ 委任状（<b>委任状記載例（記載事項変更）</b>を参照してください）</li> <li>○ 代理人の身分を確認できる書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、社員証等）</li> </ul>	

**お問い合わせ先**

**運転免許センター TEL 018-824-3738**

**または最寄りの警察署（免許受付）まで**